

株式会社ＪＥＲＡ「知多火力発電所７，８号機建設計画 環境影響評価準備書」
に対する勧告について

令和 7 年 7 月 7 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産 業 保 安 ・ 安 全 グ ル ー プ

本日、電気事業法第４６条の１４第１項の規定に基づき、「知多火力発電所７，
８号機建設計画 環境影響評価準備書」について、株式会社ＪＥＲＡに対し、環
境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第１項の規定に基づき、愛知県知事からの意見を勘案するよ
う、その写しを送付した。

１．計画概要

住 所：愛知県知多市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：約１３０万ｋＷ

２．これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 2 年 1 0 月 6 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 2 年 1 2 月 1 5 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 2 年 1 2 月 2 1 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 3 年 3 月 1 6 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 3 年 5 月 2 0 日
愛 知 県 知 事 意 見 受 理	令和 3 年 7 月 1 4 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 3 年 8 月 1 2 日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和 6 年 1 0 月 1 7 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 7 年 1 月 2 0 日
愛 知 県 知 事 意 見 受 理	令和 7 年 3 月 3 1 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 7 年 5 月 3 0 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 7 年 7 月 7 日

問合せ先：電力安全課 小西、山崎
電 話：03-3501-1742(直通)

1. 総論

- (1) 「地球温暖化対策計画」及び「第7次エネルギー基本計画」、及び「GX2040ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」(いずれも令和7年(2025年)2月18日閣議決定)、並びにこれら等を踏まえた関連施策を踏まえ、株式会社JERA(以下「本事業者」という。)として必要な対策を検討すること。
- (2) 本事業者として必要な温室効果ガス削減に係る目標及び対策の検討に当たっては、省エネルギーや高効率化の徹底、CCUS(二酸化炭素の回収・有効利用・貯留(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)の略称)に向けた取組、水素やアンモニア等の脱炭素燃料の利用に向けた取組等を進めること。
- (3) 本事業者全体での温室効果ガスの削減に向け、再生可能エネルギー等の非化石電源を優先的に稼働させるとともに、調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入・運用等により最低出力のできる限りの引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させるなどの柔軟な運用を行うこと。
- (4) 液化天然ガス火力をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、水素やアンモニア等の脱炭素燃料や、CCUS/カーボンリサイクル等の火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入を、技術・サプライチェーン・制度の整備状況を踏まえ、運転開始当初からを含めて、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限すること(以下「1.5℃目標」という。)と整合する形で可能な限り早期に進めること。
- (5) 水素やアンモニア等の脱炭素燃料の導入に当たっては、発電所稼働時に二酸化炭素を排出しないことのみに着目せず、燃料の製造や輸送等も含む本事業のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定し、サプライチェーン全体にわたる温室効果ガス排出量を適切に削減していくこと。
- (6) 本事業の実施に当たっては、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の検討や、最新技術の開発・社会実装の動向を注視し、事業者として2030年度において更なる温室効果ガス削減への貢献を目指すとともに、G7プーリアサミットにおける「2035年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化」という共同声明も踏まえ、我が国における地球温暖化対策計画に示さ

れる2030年度、2035年度及び2040年度の削減目標（以下「削減目標」という。）の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組として、具体的な方策や行程を早期に確立し、実行に移すこと。その際、2035年度、2040年度及び2050年に向けて、事業者全体として、二酸化炭素排出削減の取組の道筋が、1.5℃目標と整合する形で描けない場合には、稼働抑制や休廃止等を計画的に実施することも含め、あらゆる選択肢を勘案して検討すること。

（7）既設発電所の稼働による環境影響等も踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、事業特性を踏まえた科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価を行った上で環境保全措置の検討を行うこと。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

（8）環境監視について

ア 環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を可能な限り報告書に取りまとめ、公開に努めること。

2. 各論

（1）温室効果ガス

削減目標の達成及び2050年ネット・ゼロの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業について、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 火力発電をめぐる環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、将来的な脱炭素化を前提としたものとして本事業を進めること。
- ② 本事業において、「JERA ゼロエミッション 2050」及び「JERA ゼロエミッション 2050 日本版ロードマップ」、及び「JERA 環境コミット 2030」、並びに「JERA 環境コミット 2035」（今後、本事業者により新たな計画等が策定された場合にはそれらも含む。）を踏まえ、水素混焼/専焼や、CCUS/カーボンリサイクル等の火力発電の脱炭素化に向けた技術をできるだけ早期に実装するなど、事業者として必要な措置を、1.5℃目標と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく、2050年までのカーボンニュートラル達成を目指すこと。また、脱炭素燃料やCCUS等の実装に向け、附帯設備に必要となる発電所内の敷地の確保等の検討を行うなど、事業者として主体的に取組を進めること。
- ③ 本事業は、長期脱炭素電源オークション（応札年度：2023年度）で落札し

た事業であり、事業者自らが作成・提出した脱炭素化ロードマップを、新たな「地球温暖化対策計画」及び「第7次エネルギー基本計画」、及び「GX2040ビジョン」、並びに今後の電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ必要に応じて見直すとともに、当該ロードマップを遵守し、本事業の着実な脱炭素化を進めること。

- ④ 発電事業の温室効果ガスの削減に向け、再生可能エネルギー等の非化石電源を優先的に稼働させるとともに、調整力としての火力発電については、発電出力を最大限抑制できる設備の技術的に合理的な範囲での導入及び運用等により最低出力の引下げを行う、高効率な設備から優先的に稼働させるなどの柔軟な運用を行い、事業者として足元の温室効果ガス削減に取り組むこと。
- ⑤ 小売段階において調達される電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを認識し、自主的枠組み参加事業者の現状のカバー率の維持・向上が図られることを前提として、自主的枠組み参加事業者に電力を供給するなど、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ⑥ 2022年度実績ではエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく電力供給業のベンチマーク指標の目標を達成している状況ではあるが、情報公開等により社会的な透明性を確保しつつ、運転開始後の運転計画や維持管理計画等を適切に講じ、高い発電効率を発揮し続けること。また、「地球温暖化対策計画」及び「第7次エネルギー基本計画」、「GX2040ビジョン」に基づくとともに、これら等を踏まえた関連施策に関する議論を注視し、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策を踏まえ、事業者として必要な対策を講ずること。

（2）大気環境

大気環境に対する影響を低減できるよう、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 継続的な大気環境の改善に向け、地元地方公共団体と密に連携し、周辺住民への丁寧な説明と理解促進に努めるとともに、本発電所での発電に当たっての排煙脱硝装置の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。
- ② 本発電設備の稼働に伴う大気質への影響をできる限り低減するため、今後、地元地方公共団体と協議の上、公害防止協定等が締結される場合にはこれ

を遵守するよう、最良の技術による環境対策設備を採用し、施設の適切な維持管理を図ること。

- ③ 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の二次生成に係る予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要に応じて調査、影響の予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。
- ④ 脱炭素燃料の混焼率の向上や専焼運転への移行を図る際には、例えば窒素酸化物等、温室効果ガス以外の環境影響についても調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、燃料転換により生じるおそれのある環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。